

八戸市農業委員会 9 月総会議事録

日時：令和6年9月10日（火）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 22 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	事務局の松橋から御報告いたします。 本日は、全員出席でございます。
松橋事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、 次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、坂下 国男委員の御発声に続いてお願いいたします。
坂下委員	【憲章唱和】
松橋事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。 昨日は、全農県本部そして八戸農協から 24 年産米概算金がまっしぐら、はれ わたり 1 万 5 千円という発表がありました。高値と言われていますけど、生産費 等を考えますと、農家の手取り、手元に残る金額は果たしていくらになるものか と思っております。また、これから店頭に並ぶお米の値段も高くなることになる でしょうから、急な値段の変化というものが、消費者にどのように受け止められ るのかという心配もあるなと思っております。また、生産費、物価高騰に合わせ た価格、値段付けが今までどうしてできなかったのかという所をまず反省点とし ていてもらいたいなと思っております。県本部の成田本部長の話によります と、農業者の所得をしっかりと確保することが第一と、昨日の説明ではありまし たが、政府にもやっぱり生産者、消費者双方が良い、持続的可能な政策をお願い したいなと思うところであります。

今年は、作柄も良いということですので、作業事故に注意しながら、また、暑さにも気を付けて作業を進めて頂ければと思います。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、11 番 阿達 福壽 委員、12 番 三浦 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

会長

次に、日程第 2、議案第 32 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御説明いたします。

この案件は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しの 8 月分で

ございます。資料の１ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、年齢、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

３条取消２番

番号２番、令和６年６月１４日付け八農委指令第１７号で許可されたもので、態様別は贈与、取消し理由は、態様別を贈与から売買に変更し、再度農地法第３条による許可申請を行うためです。

３条取消３番

番号３番、令和６年７月１６日付け八農委指令第２２号で許可されたもので、態様別は贈与、取消し理由は、態様別を贈与から売買に変更し、再度農地法第３条による許可申請を行うためです。

提出内容及び関係書類ともに適正であり、双方合意の上で、許可処分の取消願が提出されておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第３

次に、日程第３、議案第３３号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

三浦委員

三浦から報告いたします。去る8月28日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号40番から番号42番までを調査してまいりました。資料の3ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに番号40番について説明いたします。

3条40番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、きゅうり、なすです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約100m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、草刈機2台、トラクター、耕運機、軽トラック各1台を所有しております。

続きまして、番号41番と番号42番について説明いたします。

3条41番、42番

番号41番と番号42番の案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。

調査には、受人は本人が、渡人は、番号41番は代理人が、番号42番は本人が出席しました。両者の関係は、番号41番は親戚、番号42番は特にありません。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人はいずれも規模拡大、渡人はいずれも労力不足のためです。申請地の貸付けはいずれもありません。申請地における受人の作付計画は、いずれもじゃがいも、かぼちゃです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。申請地周囲の状況ですが、いずれも、通作距離は約1km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は25年で、地域農

業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、草刈機3台、トラクター2台、コンバイン、田植機、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

木村（弁）委員

木村から報告いたします。去る8月28日、田名部農業委員と市庁本館地下会議室Aにおいて、番号43番と番号44番を調査してまいりました。資料の4ページをお開き願います。

これらの案件は議案第32号の、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分
の取消しについて関連した案件です。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに、番号43番について説明いたします。

3条43番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、約10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台を親から借用するとのことです。

続きまして、番号44番について説明いたします。

3条44番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。

受人は 65 歳以上ですが、息子夫婦が後継者としております。申請者の過去 3 年
間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 2 km、耕作道は
ありませんが、隣接する受人の世帯員所有の田を通じて耕作可能です。受人の耕
作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は
45 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯
員は男 1 人、女 1 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、
田植機、バインダー、軽トラック各 1 台を所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支え
ないものと考えます。

以上で報告を終わります。

西委員

西から報告いたします。去る 8 月 28 日、田名部農業委員と市庁本館地下会議
室 A において、番号 45 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並
びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 45 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。
態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。
申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ライ麦です。
申請者の過去 3 年間ににおける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は、
祖父の家から約 3 k m、耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行につい
て隣地所有者から承諾書が提出されています。受人の耕作地なし、農地集団化あ
り、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 20 年です。地域農業へ
の影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、
全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター 1 台を祖父から借用すると
のことです。また、軽トラック、草刈機、動力噴霧機各 1 台を新たに購入予定と
のことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考え
ます。

以上で報告を終わります。

会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
明戸委員	明戸から御質問いたします。45 番ですが、今後の参考に売買価格の総額を教えてください。
宮本主事	事務局の宮本から回答いたします。番号 45 番の売買価格ですが、総額 460 万円となっております。
会長	その他御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 4 会長	次に、日程第 4、議案第 34 号、令和 6 年度第 6 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
風張主査	事務局の風張から、議案第 34 号、令和 6 年度第 6 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。 今回の利用権設定件数は、賃貸借 13 件、使用貸借 3 件の計 16 件となっております、

	借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4名、貸し手16名で、利用権設定面積は、合計50,731㎡でございます。 借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間1,000円でございます。 番号2番から資料7ページの番号16番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積2番	番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年間使用貸借するものでございます。
利用集積3番 ～14番	番号3番から資料7ページの番号14番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号3番から番号13番までは、水稻を作付けするために、3年7か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号3番から番号11番までは、10a当たり年間10,000円、番号12番と番号13番は、10a当たり年間5,000円でございます。番号14番は、水稻を作付けするために、3年7か月間使用貸借するものでございます。
利用集積15番、 16番	番号15番と番号16番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号15番は、にんじんを作付けするために、2年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額30,000円、番号16番は、にんじんを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和6年9月13日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

田名部委員

田名部から報告します。去る 8 月 28 日、加藤委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 19 番と番号 20 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

いずれの案件も、賃借人及び賃貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

はじめに、番号 19 番について報告します。

5 条 19 番

調査には、賃借人及び賃貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、30 年間の賃貸借です。転用目的は、店舗建築です。実施計画は、令和 6 年 9 月 20 日から令和 6 年 11 月 15 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地全体を盛土し、法面となる部分は張芝します。申請地西側は碎石敷きし、その他はアスファルト舗装します。雨水等は浸透枡を設置し処理します。立地条件は、青森県立八戸商業高等学校から南西側約 400m に位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相

当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

続きまして、番号 20 番について報告します。

5 条 20 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 2 月 20 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、污水及び排水については農業集落排水処理施設に流入させて処理します。立地条件は、八戸市立館公民館から北西側約 450m に位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

加藤委員

加藤から報告します。去る 8 月 28 日、田名部委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 21 番から資料 10 ページの番号 22 番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、賃借人及び賃貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号 21 番と番号 22 番の 2 案件ですが、賃借人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。

5 条 21 番、22 番

調査には、いずれも賃借人及び賃貸人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも 7 か月間の賃貸借です。転用目的は、工事用通路、資材置場です。実施計画は、令和 6 年 9 月 20 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 7 か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。

資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きします。立地条件は、八戸赤十字病院から西側約 450m に位置し、畑、宅地に囲まれ、県道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、報告第 40 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の8月分でございます。

資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 132 番～

145 番

今回の届出は、資料11ページの番号132番から資料15ページの番号145番までの計14件となっており、権利取得事由は、資料13ページの番号138番は持分放棄、その他は相続となっており、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料12ページの番号137番、資料13ページの番号138番と番号140番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第41号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の撤回の8月分でございます。資料の17ページを御覧願います。

申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条撤回5番	番号5番、転用目的は住宅1棟建築で、令和6年5月31日付けで受理通知書を交付していましたが、撤回理由は、譲受人の変更のためです。
5条撤回6番	番号6番、転用目的は資材置場で、令和6年5月31日付けで受理通知書を交付していましたが、撤回理由は、転用目的及び土地利用計画に変更が生じたためです。 申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第8、第9 会長	次に、日程第8、報告第42号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第43号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の8月分でございます。 はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお願いします。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条4番	番号4番、転用目的は駐車場及び通路でございます。
4条5番	番号5番、転用目的は貸駐車場でございます。

4条6番	番号6番、転用目的は通路でございます。 続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の21ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条66番、67番	番号66番、番号67番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条68番	番号68番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページをお開き願います。
5条69番	番号69番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条70番、71番	番号70番、番号71番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページを御覧願います。
5条72番、73番	番号72番、番号73番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第10 会長	次に、日程第10、報告第44号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
工藤主事	事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の8月分でございます。資料の25ページをお開き願います。 この届出は、農地法第4条第1項第7号及び同法施行規則第29条に規定され

ているものでございます。

それでは、内容につきまして御報告いたします。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

制限例外 2 番

番号 2 番、転用目的は農業用倉庫 2 棟及び仮設トイレ 1 棟設置でございます。

届出内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後 3 時 15 分)